

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会
開催日時	令和7年8月19日（火） 午後2時00分から
開催場所	和泉市役所 3B会議室
出席者	・和泉市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員 原田委員長、阪下副委員長、梶浦委員、大吉委員、紀野委員、土屋委員、 岩橋委員、森本委員 ・事務局職員 東部長、濱田課長、古川総括主幹、光本総括主査、福井主事、國廣主事、 菅主事
会議の議題	（1）和泉市学校給食食物アレルギー対応について
会議の要旨	本検討委員会における完全除去対応実施に向けたこれまでの経過について説明。その後、本市で発生した食物アレルギー事故報告を行い、委員が職種ごとに意見を出し合った。 また、完全除去対応の実施時期、実施に向けた保護者周知方法等スケジュールについて議論を行った。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開（傍聴者0名）

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局	委員の出席状況より本審議会が成立していることを報告 委員委嘱状の交付 教育・こども部長挨拶 【正副委員長の選出】 委員長は原田委員を選出 【副委員長の選出】 副委員長は阪下委員を選出 【進行 原田委員長】
委員長	本委員会におきましては、令和４年度から令和５年度にかけ、教育委員会からの諮問に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引きの見直しについて検証を行い、議論を重ね、本委員会からの答申を経て、令和６年１月に手引きが改訂されました。 令和６年度は、手引きの基本方針である原因食物の完全除去対応の実施時期等について議論し、本委員会として市へ意見書を提出しました。 今年度の本委員会については、原因食物の完全除去対応の本格導入に向けた議論を行うことになっています。アレルギー対応が必要な児童生徒に対し、学校給食における適切な対応を検討してまいりたいと考えておりますので、委員皆様から多様なご意見をいただきますよう、よろしくお願いします。 それでは、次第４．案件に入ります。 案件（１）和泉市学校給食における食物アレルギー対応についてのうち、学校給食食物アレルギー対応検討委員会における完全除去対応実施に向けたこれまでの経過について、事務局から説明をお願いします。
事務局	学校給食食物アレルギー対応検討委員会における完全除去対応実施に向けたこれまで経過につきましては、令和６年１月に和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引きを改訂し、本手引きの基本方針である「安全性確保のため、原因食物の完全除去対応を原則とする」を実施するため、課題を抽出し、検討いただき、令和６年度第２回の本委員会終了後に、市に意見書の提出がございました。 別添１は提出のあった意見書です。資料番号１と併せてご覧ください。 （１）「完全除去対応」の実施時期について、完全除去対応の必要性は高

委員長	いものの、拙速な実施は適当ではないと考えることから、令和 9 年度の実施を目途に取組みを進められたい。 (2) 原因物質の除去対応について、卵、乳（パンは除く）は完全除去対応とし、魚、果物・野菜類、大豆は、生活管理指導表に基づき、食物アレルギーの発症歴がある食材のみを完全除去対応とすることが適当である (3) パンの対応について、完全除去対応を実施する際は、例外なくパンについても多段階対応は行わないこととし、それまでの間の喫食についてはやむを得ないとするものの、生活管理指導表に基づいた適切な対応を継続するとともに、保護者に対し、あくまで乳製品が含まれているパンであり、アレルギーを発症する可能性があるということを十分に説明することというものでした。 このことから市としては、完全除去対応の実施時期は、児童生徒や保護者への影響を考え、時間をかけて保護者へ説明を行うために令和 9 年度から実施することとし、原因物質の除去対応は卵、乳（パン含む）は完全除去対応、種類や製品の違いによりアレルギーが発症しない食材と言われている魚、果物・野菜類、大豆は生活管理指導表に基づき、食物アレルギーの発症歴がある食材のみを完全除去対応にしたいと考えております。 また、意見書にあった委任事項の進捗状況についてご報告します。 1 について、乳糖不耐症等の食物アレルギー以外の疾患により、喫食できないケースも散見されることから、返金対応について検討を委任されました。今年度、和泉市学校給食会において議論いただく予定でございます。 2 について、食物アレルギー事故を防ぐため、献立の確認をより容易に行えるよう、給食で使用しない食材の明記について委任されました。 こちらについては、栄養教諭部会で議論され、特定原材料等 28 品目の内、給食に使用しない食材について掲載することで決定したことを報告いただいております。 3 について、完全除去対応の実施により、学校給食を喫食することができなくなる児童生徒が増加することのないよう、できる限り多くの児童生徒が喫食できる献立の工夫について委任されたことを受けまして、献立予備会議で検討いただき、すでにできる限り多くの児童生徒が喫食できる献立の工夫に取り組んでいただいていると報告をいただいております。 これまで、本委員会で学校給食における完全除去を実施するために議論してきた経過について説明いただき、市から本委員会が提出した意見書を踏まえ、「完全除去対応の実施時期は、令和 9 年度からとすること」と「原因物質の除去対応について」示されました。 また、意見書の委任事項の進捗状況についても報告がありましたが、これまでの経緯を把握されている紀野委員から追加で報告がございましたら
-----	--

	お願いいたします。
紀野委員	献立の工夫に関しては、すでに、同一の日に同じアレルギー食材を小おかず、大おかずともに使用しない工夫を行っております。 具体的には、卵が小おかず、大おかずに入っていて両方食べられないことがないように、栄養教諭も献立の担当者も全体会議での出席者全員でチェックをしています。また、コロッケ等加工食品を学校で調理することもあります。成分表を見て、乳や卵は含まれないものを選定するなど工夫しています。ただ、複数の食材にアレルギーがあり、乳・卵・小麦が食べられない児童は、その日は食べるものがないことも起こってしまいますが、そこまで配慮するとなると献立が立てられなくなる。やはり、いろんな食材を使うのが給食でもあるので、一つの食材に対して配慮できますが、和泉市内の個々人のアレルギー食材全てに対応することは難しいです。
委員長	栄養教諭部会でも、様々な議論をいただいていますことに感謝いたします。ただいまの意見に対してご意見等ございませんか。(特になし) 事務局においては、引き続き、「返金対応」について、和泉市学校給食会において検討されるよう、提案や調整などをお願いします。 次に、2. 食物アレルギー事故報告について事務局から説明願います。
事務局	これまでの学校でのアレルギー対応が要因で発生した事故事例について報告します。 事例 1、乳製品の多段階対応による事故です。本事例の生徒は乳アレルギーではあるものの、飲用乳のみ不可対応の生徒です。 事故発生時は大雨に伴い、前日に給食を変更するイレギュラーがあり、保護者からアレルギーのチェックはなく、本人も食べられると担任に伝えていました。給食前に、担任、養護教諭、調理員で飲用乳のみ不可で除去食対応ではないことを確認し、生徒は通常食を喫食していましたが、途中、調理員が心配になり、教室に除去食の予備を持参したため、途中から除去食を食べたという事例です。 本来は、飲用乳のみ不可でミルクスープは食べることができました。 この生徒の場合、飲用牛乳は飲まない、除去食対応はしないに加え、チーズ等乳製品の種類で喫食可と喫食不可があるという多段階対応をしていたため、前日の急な献立変更により、対応に混乱が生じた事例です。 今回は喫食による症状の発現がない事例でしたが、逆であった場合には命に関わる事故となった可能性も考えられ、多段階対応における危険性について思慮すべき事例と考えます。 事例 2 は、食物アレルギーに関する知識、校内における情報共有の不足

によるものです。

この日、担任ではなく代替教諭が給食の時間に教室に入ることが決まっており、当日朝も養護教諭と代替教諭の２人で赤魚の食物アレルギーがあることを認識していました。また当該児童から赤魚が食物アレルギーで食べられないという申告が口頭であったにも関わらず、給食時には一つのお皿に赤魚と卵の花炒りが配膳されていたため、当該児童が代替教諭に赤魚を食べることができない旨を伝えました。その後、代替教諭がお皿にのった赤魚のみを取り除き、赤魚の汁が残った状態で、その上に卵の花炒りを追加したものです。

当該児童が帰宅後、保護者が蕁麻疹に気づき、事故が発覚した事例となります。なお、当該児童はエピペンを所有しております。

本事例では、当該児童及びクラスの児童も赤魚が食べられないことを認識し、申告しているにも関わらず、教員がとった対応では、原因食材が含まれる可能性のある煮汁を喫食させることとなりました。

これは、原因食材である赤魚さえ食べなければよいという、食物アレルギーについての認識・知識が不足していたことによるものと思われます。

再度、原因食材を口にすることは、児童生徒の命に関わることであり、という認識のもと、全職員が必要な知識を身に付けていただくための対策が必要です。

次に、自己除去により発生した事象事例です。今後のアレルギー対応を考えるにあたり、委員皆様に検討していただきたい内容になります。

事例３の生徒は生後半年から乳アレルギーがあり、エピペン・内服薬が処方されてきました。成長とともに負荷試験を経て、アレルギーが解除され、エピペンの処方はなくなったものの、内服薬は依然処方されている状況でした。体調が悪い時に乳製品を食べると少し肌が赤くなる症状が出る生徒ですが、管理指導表の提出はありませんでした。

事故発生の当日は、朝から鼻がムズムズしており、体調が万全ではない状態で給食の牛乳を飲用し、部活動中にアレルギー症状を発症。翌日も自己判断で牛乳の飲用を中止するなど、その後も自己除去が継続されています。本事例では、アレルギー対応解除となっても、体調が悪い時には症状が出ると把握しており、学校給食の対応としては、アレルギー対応をとるべく保護者との調整が必要になると考えます。

事例４は、もやしアレルギーのある生徒に関して、前月に保護者へアレルギー献立表を配付したところ、自己除去をするという返事があり、当日は大おかずに入っているもやしを自己除去する予定でしたが、生徒本人が「食べられるかな」と思い、自己判断で喫食し発症しました。

本事例は管理指導表の提出もあり、給食でのアレルギー対応が必要な対象者であり、本来のアレルギー対応では自己除去はないものです。

	調理過程でアレルギーの原因食材が崩れること、本来の形状から変わること、混ざりこむことがあります。その中で自己除去対応をしてしまうと、崩れたり、形が変わったりしている食材のすべてを自分で取り除くことは不可能であるため、原因食材を喫食することとなります。学校給食における食物アレルギーの対応ガイドラインでも自己除去対応は想定していないものですが、本2事例からわかるように、自己除去対応が散見されており、自己除去についての考え方も整理し、示す必要があると考えています。 以上の事例から、完全除去対応を含め、アレルギー対応の充実を図るために必要となる自己除去等課題やその対応について、ご意見をいただきたいと思います。自己除去事例や食物アレルギー事故の危険性を踏まえ、本来、自己除去は認められるものではないと事務局としては考えております。
委員長	ただいまの報告について、何かご意見等あればお願いします。
紀野委員	本人が食べてはいけないものを把握していることから、恐らく、中学校のほうが自己除去を選択する保護者が多いと思います。 アレルギー申請を行うと給食が提供されないので、代替食を準備する保護者負担やお弁当を持参していることに対する周囲からの視線を気にする生徒が中学生では増えることも勤務経験から理解しますが、アレルギー対応は安全が第一優先なので、基本的には給食を提供せず、お弁当などを持ってきていただきたい。 栄養教諭としての意見ですが、やはり安全を第一優先にしてもらいたいと思いました。知識不足による赤魚のアレルギー事例は、養護教諭の先生方や私たち栄養教諭も各学校でエピペンの実践等含め研修を行っていますが、できれば教育委員会で夏休みとかでもかまわないので、全体に研修していただくなど、学校以外で担任の先生方が情報を知る機会を持てればと、この事例から感じました。
委員長	土屋委員、いかがでしょうか。
土屋委員	学校生活管理指導表の提出について、中学生は個人裁量に任されている部分が多いと感じますが、不安があれば不安なことが起きないように学校生活管理指導表を提出してもらい、本人だけでなく全員の安全のため、学校では喫食できなくなるが家庭で練習して完全に喫食できるようになったら、学校でのアレルギー対応の解除をお願いしますといった、学校組織としてアレルギー事故未然防止の視点から栄養教諭や養護教諭の先生との協力体制や担任教諭の理解のもと、自己除去が極力ないよう保護者に理解を求めて説明していくしかないと思いました。

委員長	森本委員、いかがでしょうか。
森本委員	知識不足の事例は、市主催の研修を養護教諭、管理職、栄養教諭に毎年1回開催していただいておりますが、アレルギー対応を必要とする児童生徒の担任も参加できるとありがたいです。 自己除去ですが、乳の事例に関しては、負荷試験を経てアレルギー解除となっているので、恐らく、学校で乳停止とは言えないと思います。生卵だけ不可という生徒も結構いますが、給食は必ず火を通してしているので食べている状況です。 この事例に関しては、生活管理指導表が出ていないので、保護者はアレルギー対応が不要という判断だと思います。それを自己判断と考えるといけないのは少し疑問があります。 もやしの事例に関しては、完全除去で喫食不可とすることは可能と思いますが、事例3のように乳や卵・生卵のみ不可で生活管理指導表が出てない場合は、学校から言うことは難しいかなと思います。
委員長	岩橋委員、いかがでしょうか。
岩橋委員	小学校では年齢が上がっていくと食べられるようになって、途中で解除になる児童が多く、最初は小麦も卵もだめだったけど、学年が上がるにつれ、小麦や卵が食べられるようになる児童もいます。 負荷試験等を受けて解除になっても体調によって症状が出ることはあり、小麦がいけるようになったけど、体調が悪いときにうどんを食べたら出ることもあるので、自己除去の判断は難しいと感じました。 ただ、自己除去が認められることで、代替食を準備するのも大変だし、この学年なら自分で判断できるからと安易に自己除去を選択される保護者が増えると二者択一にする意味がない気がします。 自己除去で本人が食べられると思って食べてしまう状況が一番怖く、アレルギー対応を取っていないので、教員側の対応が遅れる可能性もあり、自己除去の取り扱いは慎重に検討されるのがいいと思います。
委員長	梶浦委員、自己除去について意見が出ていますが、専門家の立場からご意見いただけたらと思います。
梶浦委員	事例1.2.4については、学校生活管理指導表も出ており、管理がしやすいと思います。基本、学校はチャレンジする場ではないと思っていますので、自己除去に委ねるのはあまりいい策ではないと思っています。

	ただ、事例 3 については、学校生活管理指導表の提出がなく、自己除去はあまりいい方法ではないと思いますが、主治医がアレルギー対応は不要と判断され、書類提出も不要といわれているのであれば、それ以上はなかなか手が出せないのかなと思います。
委員長	大吉委員、保護者の立場ではいかがですか。
大吉委員	アレルギー負荷試験で出ない場合、対応を解除する保護者と、何かあれば困るので解除しない保護者がいます。負荷試験で出なくて内服薬もない場合はいいが、内服薬有となっている時点で体調が悪いと出る可能性があると思うので、簡単なアンケート等で学校とキャッチボールできる体制づくりはあったほうがいいと保護者の立場では思います。
委員長	様ざまなご意見をいただきました。 教員に向けての研修の実施方法については、直接対応する担任が関わられるような研修の機会を設定してはどうかというご意見や、完全除去対応を実施することで代替食持参等の保護者負担についてご理解いただかないといけないというご意見、学校生活管理指導表や自己除去については、課題とを感じる部分もあり、今後もう少し検討が必要ではないかというご意見がありました。 皆さまのご意見を伺っていても現在の多段階対応はとても危険性をはらんでいると思います。これまで発生した事故の中には、完全除去対応を実施したからといって、完全に発生を抑えることには繋がらないものもありますが、完全除去対応の方向性は間違っていないと改めて感じたところです。 また、事例 2 では、教職員の食物アレルギーに対する知識を深めることが事故防止の手立ての一つになりますので、次の議題の今後の検討事項で必要な研修内容等についてご意見いただけたらと思います。 なお、自己除去対応については、今後議論を深めてより安全に給食を提供できるように、事務局においては、次回の検討事項として対応をお願いします。 それでは、「別添 3. 今後の検討事項について」事務局から説明願います。
事務局	学校でスムーズに完全除去対応を実施いただくためにどのように取り組んでいくのか実施までのスケジュール等について検討をお願いするもので、別添 3 は、スケジュールのイメージ（案）です。 左の項目を実施する時期に●を付けています。●の横の枠内には項目に対する取組みや検討いただきたい内容を記載しております。

	本委員会については、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、本日を含め 4 回開催予定で、時期につきましては 8 月と 12 月頃と考えております。 本日の委員会が最上段の「委員会①」にあたります。完全除去対応がスムーズに実施できるように、保護者や学校への周知期間や方法、知識不足の対応について、検討いただきたいと考えております。 例えば、就学時検診での保護者への説明、在校生や保護者への説明について、今年度は、令和 9 年度からアレルギー食材への対応が完全除去になることを口頭でお伝えいただく程度とし、令和 8 年度は書面で行っていただきたいと考えています。そのため、市から学校への説明は、今年度は就学時検診が実施されるまでに「令和 9 年度から完全除去対応が実施される」ことを書面で説明し、令和 8 年度は 9 月に学校説明会を開催して具体的な説明を行います。学校説明会や保護者通知について、どのような内容とするかなど「委員会②、③、④」でご検討をいただきたいと考えております。また、食物アレルギーに対する知識不足への対応として、どのような研修を行うことが効果的かといったご意見をいただきまして、そのご意見を元に、学校関係者への研修会を今年度は 11 月と 1 月に開催するというスケジュールのイメージ（案）です。 委員の皆さまから、円滑に実施するためのご意見を賜りたくよろしくお願いいたします。 なお、完全除去対応を実施するにあたりまして、すでに実施されている堺市へ視察に伺いました。完全除去の決定から導入までの期間があまりなかったために、実施直後は保護者からの問い合わせがあったそうですが、すぐにご理解いただき、問題なく実施できているという話をお伺しました。
委員長	本委員会として、完全除去対応は児童生徒や保護者に大きな影響を及ぼす可能性があることから、実施にあたっては、時間をかけて保護者に丁寧な説明を行う必要があるとの意見書を提出しましたが、事務局が堺市へ視察に伺い、決定から導入までの期間が短かったことについては、それほどの影響はなかったというお話でした。期間というよりも周知方法が大切なのかもしれません。その点を踏まえ、令和 9 年 4 月に完全除去対応を実施するにあたり、どの時期に、どの程度の説明を保護者や児童生徒に行うのか、学校へはどのタイミングでどのように説明するのか。 また、先の案件で報告のあったアレルギー事故を防ぐために必要と考えられる研修内容等について、ご意見を伺いたいと思います。 何かご意見等はございませんか。
土屋委員	アレルギーの完全除去対応の実施は、乳糖不耐症の児童生徒への書類であつたり、返金対応も同時進行で話されていたかと思いますが、乳糖不耐

	症の児童生徒の返金や申請書類の出し方等はいつから実施の予定でしょうか。間に合うなら令和 8 年度か令和 9 年度の周知のタイミングで実施いただけたら、学校現場としては同じタイミングで開始できるので保護者もわかりやすいかと思いました。
委員長	事務局、お願いします。
事務局	返金対応を検討いただくのは学校給食会となりますので、決定されるまで確実なことはお答えしにくいですが、例年では、秋ごろの開催になっておりますので、就学時検診が 10 月頃から始まることを考えると、書類の整理までは厳しいのかなと、仮に間に合ってもその後学校で運用いただくには、すごくタイトなスケジュールになるかと思いますので、同じタイミングで運用していただくのは先生方の負担が大きいかと感じます。
土屋委員	具体的にスタートの時期は、市として見通しが立っていないということですか。
事務局	乳糖不耐症のアレルギー以外で医学的に食べられない方についての返金対応になるものと想定しています。 現状、給食で食べられないことを認めるのは、好き嫌い等含め区別できるように学校生活管理指導表が出ている場合にのみ対応することになっていると思いますが、医学的な理由で食べられないということはアレルギーと同じ理屈になり、その点は、現在も学校によっては診断書が提出されたことで、対応している学校があると聞いていますので、多段階対応とは別で整理する必要があるとは思っています。多段階対応と併せての発出になるのか、それより前に整理できるのかはまだ分かりませんが、その点も含めて検討すべき課題と認識しています。 学校給食会での検討が必要になるため、今この場で市としての考え方をお示しするということではできませんが、これまでの議論の中で現場の運用状況を把握できたこともあるので、それらも踏まえながら考えていきたいと思っています。
委員長	開始時期、周知方法等はいかがでしょうか、イメージ案のとおりでよろしいですか。 研修の内容、実施時期についてはいかがですか。 ご意見のあった担任も参加できる状況を作るために令和 7 年度は 11 月と 1 月。令和 8 年度は 12 月ということですが、このあたりはいかがでしょう。

森本委員	他の研修等でも、研修後にオンデマンド配信等していただけることがあります。この前の市フォーラムのように、見ていただいたらアンケートに答えてくださいという形にして、他の教員が都合のいい時間に見えていただけるなら、時期自体はここで大丈夫かなと思います。
委員長	他、何か提案ありますか。
紀野委員	森本委員と同じですが、実施時期が11月、1月だと担任は繁忙期なので、11月分は冬休み、1月分は春休みなど、余裕がある時にじっくり見ていただき、各先生方のクラスでの課題や不安なこと等、アンケートで吸い上げて本委員会で検討することにも繋がればと思いました。
委員長	研修の内容はいかがですか。
紀野委員	私たちもよく緊急時のエピペン対応研修はします。それも大事ですが、まずエピペンを打つまでに至らないようにすることが大事なので、和泉市で発生したヒヤリハット事例や事故事例を共有して今後の対応を考えたり、そういうものをまとめて教えていただくほうが、通常のクラス運営の中で生かされると思います。
委員長	他、研修の内容についていかがでしょうか。
阪下委員	研修は絶対大事で新たなことを実施するときには、知識がなければいけないと思います。また、事故が起こらないよう注意喚起をして、意識を高く持つことも必要です。ただし、注意喚起をしても何に気を付けたらいいのかわからず、それが漏れて事故が起こるということもあるので、やはり研修と今ある学校のチェック体制・マニュアルの管理が大事。マニュアルの見直しとマニュアルができあがったときにそれが本当に機能しているのかというチェックを管理職が中心になって行っていくという両輪でないといけないと思います。研修を1回受講したら理解できるかというと不十分なところはあると思いますので、両輪でやっていく必要があると思います。
委員長	他、いかがでしょうか。
森本委員	完全除去対応実施に向けた検討事項の中で、現在、乳が一番多段階対応をしているかと思っています。完全除去対応になれば、今までパンを食べていたけど食べられなくなる生徒が多くなると思うので、主食の持参状況の確

	認であったり、小学1年生であればクラスに置いておくよりも職員室で管理したほうがいいなど、学校ごとの対応の検討が必要になると思います。職員室で管理するとなったときに保冷バッグ等購入の検討や各校の対応について、市から各校への調査等は必要かと思います。
委員長	他に意見はございませんか。
土屋委員	研修内容にヒヤリハットやアレルギー事故の共有がいいのではないかとありました。学校でも職員会議等で4月にアレルギー体制の説明はありますが、やはり4月に1回だと先生たちも抜けてしまうことがあるので、アレルギーマニュアルを改訂したことや養護教諭、栄養教諭、管理職、担任の役割について、研修序盤の数分で説明をしてもらいたい。 そもそも概略が伝わってなくて、実施内容として担任の役割だけを持ち帰り、外枠を知らないために事故が起きて報告も遅れた経験をしたことがあるので、マニュアルについても研修していただけたら助かります。年に2回聞いてもいい内容だと思います。
委員長	他にございませんか。
事務局	今年度も2回研修を予定しており、1回目は大阪南医療センターの井上先生に、2回目は近畿大学医学部小児科学教室の竹村先生にお願いしております。いずれもアレルギーの専門医で、学校給食でのアレルギー対応についても、ご理解いただいている先生方ですので、この際、一般的な知識もですが、和泉市で、こういうふうな取り組みをしている中で、具体的にこういうことについて、忌憚のない意見を含めたお話が聞きたいということを事前にお伝えすれば、有意義な研修になるのではないかと考えています。本日、皆さまからこういう内容を入れてほしいということが具体的に聞けましたら、そこも含めてお伝えできるのではないかと考えております。
委員長	具体的にこんな話をしてほしいという提案をいただけたらと思います。
梶浦委員	アレルギーがあっても学校生活管理指導表を提出していない保護者がおられると思いますので、そういった方に対してどういう説明をされて、学校での対応についても先生（医師）と学校側でどういう話し合いをされているか、そういったあたりを具体的に教えてもらえたらと思います。
委員長	他、いかがですか。

岩橋委員	完全除去対応をするにあたって、大豆製品は多段階対応可能ということですが、大豆製品のアレルギーはすごく複雑で、そのあたりの知識は栄養教諭は詳しいと思いますが、私、養護教諭ですが分かっていないこともあり、アレルギー対応について調べて分かることもあります。 もやしでも大豆もやしと緑豆もやしは違うということも資料を見て初めて分かったので、一般の先生方ではもっとそのあたりが難しいと思います。そういうことを整理された話が聞けたら、アレルギー対応の知識面では勉強になると思いました。
委員長	和泉市の考える完全除去対応について、気を付ける点のような内容があったらいいかなというようなご意見かと思います。
事務局	大豆については、医療でも考えが分かれる部分かと思いますが、昨年度の井上先生の研修会の際、大豆は熱の状況でタンパク質が変わるため、製品で分けて考えてもいいのではないかという見解だったので、その考え方で対応を検討しました。 今後、製品ごとの多段階対応はしませんので、原因物質の考え方の住み分けや言葉の使い方の整理が必要と思っています。 先生方のご意見も伺いながら、また、先ほど梶浦先生から学校給食は試す場ではないという意見もいただきましたので、整理したいと思います。 これまで話をしていますと今までの対応で重篤な症状が出ていないので、これからも問題ないのではないかというような発言も度々伺います。 アレルギー事故は命に係わるということを考え、何を最優先にすべきかという意志統一も図りながら、対応や考え方の整理も含めて必要だと思っています。 自己除去も一回でベストな答えは出ないと思います。その時々でベターな答えを見つけながら、冒頭に部長の挨拶にもありましたが、一度決めたら変えられないということではなく、新たな知見や事故事例等を学びながら、対応を修正していく考えでアレルギー対応ができればと思っています。研修の場などで、先生にご意見を聞いてみたらどうかも含めて、ご提案いただけたらと思っています。 梶浦先生から見られて、大豆の取り扱いや原因物質の取り扱いなどはいかがでしょうか。
梶浦委員	大豆は難しいです。1度でもアレルギー症状が出たようなものは、学校ではやめておきましょうと言いますが、大丈夫なものは少しずつトライしていくということしかしてないです。アレルギー症状がきつい人、大豆自体がだめな人は大豆全て除去ですからそれで分けています。

委員長	他、ご意見いかがですか。
阪下委員	栄養教諭の先生、養護教諭の先生、担任の先生の研修内容のニーズはそれぞれに違うと思います。 事務局で上手にニーズを把握していただいて、もし可能であれば、専門知識コースと基礎知識コースのように分けて実施するのも一つの方法かもしれません。そのあたりは、回数等いろんな制限があると思いますが、配慮しながらやっていただけたら、いい研修になるのではないかと思います。
委員長	大吉委員、この説明の時期は保護者の立場から見ていかがですか。 就学時検診時、在校生保護者はこの予定表の時期になると思いますが。
大吉委員	時期的な問題については、先ほど堺市へ行かれた時の話も踏まえ、今の時点から心配事というのか、問題点ではあると思いますが、堺市の対応見ていると和泉市でも同様なこと言えるかと思いますので、時期的には問題ないと思います。
委員長	岩橋委員。
岩橋委員	本校の場合ですが、就学時検診のときに時間がそんなに取れず、幼稚園・保育園での給食対応の有無、アレルギーの有無を確認し、必要書類を渡します。小学校での給食対応を希望される場合は、2月の入学説明会のときに持って来ていただき、詳しく学校の対応を説明させていただきますと伝えて、入学説明会後に対象の保護者に残ってもらい対応しています。 就学時検診の日ではなく、入学説明会のときに保護者に説明している学校もあるかと思います。
委員長	その意見に対して他の方いかがですか。
紀野委員	就学時検診で私が説明できる時間はありますが、栄養教諭がいない学校だと養護教諭の先生は検診で忙しいため恐らく時間がなく、別の先生に説明していただくにも分からない範囲が多いので、入学説明会で説明している学校はあると思います。 来年度は就学時検診で通知文を渡して、簡単に説明し、詳しくはお読みくださいということはあると思いますが、今年度は口頭での説明となると大まかな部分だけ話す程度という学校は出てくると思います。

委員長	入学説明会は２月頃とのことですが、時間がとれるほうで説明してもらおうということでもいいですか。
事務局	イメージとしましては、アレルギー対応について保護者と話をされるときに今は多段階対応ができますが、令和９年４月からはできなくなり、完全除去対応というものになりますという話をしていただきたいものです。ただ、おっしゃるとおり、口頭だけではその人によって言い方が変わるのでそれは危険だとか、書面できちんと説明できるタイミングがいいということでありましたら、それは今年度ではなく、書面が整った来年度からという考えもあると思っております。保護者や本人にいずれは対応ができないということはお伝えしないといけないと思っています。
委員長	それは令和９年度から実施することを明言していい前提でいいですか。 令和７年度の学校から保護者への説明の時期をもう少し幅もたせるという意見かとも思いますが。
森本委員	１１月以降、就学時説明会等で食物アレルギー対応が必要な保護者と面談等実施の際は、一度は伝えておいてくださいという認識でよろしいですか。
事務局	この対応が続けられるものではないことを理解していただいていたほうが、保護者の方も心づもりができるのではないかと思いますので、どこかお話するタイミングで伝えていただけたらというイメージで書かせていただいております。
委員長	よろしいでしょうか。
事務局	昨年度、前委員の先生から面接する際に、ゆくゆくは安全性を考えて二者択一という対応を考えていると伝えていることをお聞きしました。 早めに言うことで保護者も心構えができ、移行時にスムーズではないかとお話をされていたのがありまして、正式に文書等で通知するのは令和８年度に入ってからとし、今年度は個別対応される際、事前にお伝えいただくのがいいのではないかとというイメージが本案となっています。 安全性を優先に考えたことを保護者にきちんと理解いただくことが、堺市も重要とおっしゃっていましたので、そこがうまく伝わるように全体の説明会よりは、実際、アレルギーがあって該当する保護者へ面談する際に、丁寧に考えをお示しできる機会を使って伝えていくことが大事というイメージのご提案と見ていただけたらと思います。

委員長	令和7年11月から説明が始まりますというイメージを持ってもらえたらいいという捉えでいいでしょうか。
事務局	新1年生の保護者とお話されるタイミングのどこかと在校生に次年度のアレルギー対応を確認されるタイミングのどこかでというイメージなので、今年度中、どこかでというイメージです。
委員長	他いかがですか。
大吉委員	子どもが、いか、たこのアレルギーを持っています。血液検査でまぐろのアレルギーが数値的には一番高いですが、食べても症状が全然出ない。いか、えびは食べて、運動した後に全身蕁麻疹で病院対応となりました。 主治医と話した結果、まぐろの数値は高いが症状が出ていないのであれば、いか・えび・たこだけで診断書を提出しました。そういった方の対応やもしかしたらアレルギーの一連ではないかもしれないけどアレルギーという必要があるのか、その記載はどう考えているのか教えていただきたい。
事務局	本来アレルギー対応は生活管理指導表が基本になりますので、主治医がそう書かれるのであれば、そこに従うところだと思います。 検査データでは出ているけども症状がないので生活管理指導表は提出しないということであれば、原則、対応は不要になります。アレルギー症状が出るのに生活管理指導表の提出がないことのほうが問題かなと今のお話しをお伺いしました。
森本委員	中学生になってえびやいかで症状が出る生徒は結構います。 運動量の増加や花粉症のある生徒であれば、りんごやバラ科の果物等で急に発症する場合があるので、今まで生活管理指導表が出ておらず、アレルギー対応もしていないが症状が出た場合、給食対応が必要になれば、生活管理指導表を出していただいています。 米等全ての食材にアレルギー数値が出る生徒がいて、主治医も全て止めるわけにはいかないということで、生活管理指導表は出さず、症状が出ないときは食べるという判断でした。 そういう場合も養護教諭で管理している保健調査表に保護者がマグロ等の数値であったり、生卵やパイナップル等給食で出ない食べ物についても全て書いてくれているので、給食対応をしないアレルゲンの管理自体は保健調査表でしています。
委員長	梶浦委員いいですか。

梶浦委員	実際のところ検査データは参考であって、やはり症状が大事だと思います。データが高いということは何らかのアレルゲンとして、可能性はあるので注意が必要です。気になるところは、生活管理表には載ってこなくても、学校には念のため情報として伝えておくのがいいと思います。
委員長	症状を優先して学校には伝えていただき、生活管理表に載ってこないものは保健調査表に載ってくる、二重も三重もチェックがかかるというところをお願いします。 保護者への説明時期については、新１年生は就学時検診以降、保護者とアレルギー対応について話をするときに、今年度、次年度のアレルギー対応について周知する。在校生保護者については、次年度のアレルギー対応について話をするときに、令和９年４月から完全除去対応になることを周知する。また、「安全性を優先に考えた」ことを必ず説明していただく。 学校への説明時期については、別添３完全除去実施までのスケジュールのイメージ（案）のとおり進めていただき、研修についてはオンデマンド等全教員が見れる環境を作ってもらいながら、本市のヒヤリハット事例を中心に気を付ける部分や専門的な知識等含めた内容にしていきたいと思いますということになるかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（異議なし）事務局よろしいでしょうか。
事務局	ただいまのご意見を踏まえ、関係各所と調整を進めてまいりたいと思います。調整により、保護者並びに学校への周知時期や方法等に変更が生じる可能性もありますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。
委員長	事務局から、関係各所との調整結果では、保護者並びに学校への周知時期や方法等に変更が生じる可能性もあるということです。皆さまにおかれましては、ご了承願います。 事務局はスケジュール（案）に変更が生じた場合は、本委員会でご報告いただきますようよろしくお願いいたします。 本日の案件は全て終了いたしましたので、会議を終了させていただきます。ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しします。 【 閉会 】